

保存期間：10年  
(平成37年末)  
平成27年6月17日

資料

4-2

## 参考資料③

食品表示法 新旧対照条文（抄）

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）

<p>改正後</p>	<p>農林物資の規格化等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第二十四条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（以下略）</p>
<p>改正前</p>	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第二十三条の二―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（以下略）</p>

【食品表示基準における遺伝子組換え食品に関する規定】

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

○ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

（定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。

二 （略）

三 業務用加工食品 加工食品のうち、消費者に販売される形態となつてゐるもの以外のものをいう。

四 ～ 十二 （略）

十三 組換えDNA技術 酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

十四 対象農産物 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であつて別表第十六に掲げるものをいう。

十五 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたものをいう。

十六 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十七 特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものをいう。

十八 非特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十九 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

二十 特定分別生産流通管理 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

（横断的義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。（略）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品	遺伝子組換え食品に関する事項	1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによつて生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）にあつては、
----------------------------	----------------	---

次に定めるところにより表示する。

一 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのもの」を分別、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。

三 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

2 別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であつて同表の中欄に掲げるものにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を分別、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、第三項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であ

る旨を表示する。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、1の一又は三の確認が適切に行われている場合には、1の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、2の一の確認が適切に行われている場合には、2の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。

6 対象農産物を原材料とする加工食品であつて別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品以外のもの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1及び2の規定の例によりこれを表示しなければならない。

別表第一（第二条関係）  
25 飲料等

飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

別表第十六（第二条関係）

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜
- 8 パイヤ

別表第十七（第三条、第九条関係）

対象農産物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 豆腐・油揚げ類</li> <li>2 凍り豆腐、おから及びゆば</li> <li>3 納豆</li> <li>4 豆乳類</li> <li>5 みそ</li> <li>6 大豆煮豆</li> <li>7 大豆缶詰及び大豆瓶詰</li> <li>8 きなこ</li> <li>9 大豆いり豆</li> <li>10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの</li> <li>11 調理用の大豆を主な原材料とするもの</li> <li>12 大豆粉を主な原材料とするもの</li> <li>13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの</li> <li>14 枝豆を主な原材料とするもの</li> <li>15 大豆もやしを主な原材料とするもの</li> </ol>
とうもろこし	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コーンスナック菓子</li> <li>2 コーンスターチ</li> <li>3 ポップコーン</li> <li>4 冷凍とうもろこし</li> <li>5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰</li> <li>6 コーンフラワーを主な原材料とするもの</li> </ol>

なたね		6 5 4 3 2 1	6 5 4 3 2 1
綿実			
アルファアルファ	アルファアルファを主な原材料とするもの		
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの		
パイヤ	パイヤを主な原材料とするもの		
ばれいしよ	7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの		

別表第十八（第三条、第十八条関係）

高オレイン酸	加工食品	大豆
ステアリドン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	
高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

**【食品表示基準における文字のポイントに関する規定】****○ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）**

（表示の方式等）

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあつては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める表示の方式に従い表示されなければならない。

一～八（略）

九 表示に用いる文字は、日本工業規格Z八三〇五（一九六二）（以下「JISZ八三〇五」という。）に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であつて、表示すべき事項を蓋（その面積が三十平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあつては、JISZ八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。蓋に表示する場合であつて、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合には、内容量の表示は、蓋以外の箇所に行うことができる。